

令和4年度採用

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 職員 募集要項

受付期間	令和4年5月9日（月）～ 令和4年5月27日（金）
受付及び 問い合わせ先	社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 事務局 〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ 福祉棟1階 電話（072）759-5200

1 職種・採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定 人 数	受 験 資 格	
生活支援員 又は 職業指導員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士又は介護福祉士の資格を有する人 ・施設又は社会福祉団体での経験を有する人 ・ワード、エクセルで文書や資料の作成が可能 な人 ・普通自動車免許証（AT限定可）を有する人 ※サービス管理責任者の資格があれば尚良	昭和37年7月2 日以降に生まれ た人 * 定年が満60才の 年度末のため

* 下記に該当する人は受験できません。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける
ことがなくなるまでの人

2 勤務条件及び職務内容等

勤務時間等	午前9時00分～ 午後5時30分（休憩45分を含む）
休 暇	週休2日制、年次有給休暇、その他特別休暇
そ の 他	社会保険、退職手当制度加入
職務内容	障害者支援施設「小戸作業所」の利用者に対する生活及び作業支援業務

* 本会が行う他の業務及び施設間での人事異動もあります。

3 試験日時・会場

日 時	会 場
令和4年6月4日（土） 午前9時30分～ （受付開始 午前9時00分～） （1次面接予備日 6月5日（日）） 2次面接日 6月11日（土）	川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ 福祉棟 2階 （変更となる場合があります）

* 都合により会場が変更になる場合があります。

4 試験科目・時間

試 験 科 目	時 間
適性検査	午前 9時30分～ 午前 9時50分（20分）
小 論 文	午前10時～ 午前11時（60分）
筆記試験1	午前11時10分～ 午後 0時05分（55分）
（昼食）	午後 0時05分～ 午後 0時35分（30分）
筆記試験2	午後 0時35分～ 午後 1時25分（50分）
1次面接	午後 1時35分～

※ 応募者多数の場合、面接日が6月5日（日）となる場合があります。

※ 1次試験合格者には、後日2次面接の案内を送付します。

5 応募手続

(1) 提出書類

- ア 本会所定の受験申込書
- イ 84円切手を貼った返信用封筒2通（長型3号に申込者の宛名を記入したもの）
- ウ 写真1枚（申込前3ヶ月以内の撮影、上半身、脱帽、縦5cm×4cm）を本会所定の受験申込書の所定欄に貼付けること。
- エ 受験申込書の最終学歴に記載した卒業証書の写しを添付すること。
- オ 運転免許証の写し及び履歴書に資格を記載した人は、資格を有することを証明できる証明書等の写し(1部)を添付すること。

(2) 受付場所及び受付期間

- ア 受付場所 川西市社会福祉協議会 事務局
- イ 受付期間 令和4年5月9日（月）～ 令和4年5月27日（金）
（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで

* 郵送による応募の場合

- ・ 角型2号封筒を使用し、上記の必要書類を同封のうえ、簡易書留郵便で受付期間内に到着するように郵送すること。
- ・ 令和4年5月27日（金）午後5時を過ぎて到着した郵送による申込みは、受付できません。

（郵送先）〒666-0017

川西市火打1丁目1番16号 キセラ川西プラザ 福祉棟1階
社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 職員採用試験担当 宛

- * 応募された方には、受験票を送付いたします。
6月2日（木）までに受験票が到着しない場合は、本会事務局まで連絡してください。

6 試験結果の開示

この試験の結果については、所定の書面により開示請求することができます。
なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票と運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が直接請求してください。

請求できる人	開示内容	開示請求期間	会 場
試験の不合格者	総合得点及び順位	試験結果通知の日 から1ヶ月間	社会福祉協議会 事務局

7 採用

合格者は、令和4年7月1日に採用する予定です。ただし、採用時前の健康診断に合格することが必要です。

8 給与等（初任給の例）

（令和4年4月1日現在）

	<参考> 大学卒 採用時22歳	<参考> 大学卒 採用時32歳 (職務経験10年)	<参考> 大学卒 採用時40歳 (職務経験18年)
基本給 + 地域手当	184,910 円	248,380 円	279,840 円
諸手当	上記金額のほか、扶養手当・住居手当・通勤手当・夏期一時金・年末一時金をそれぞれの規程に基づき支給します。		

- * 経験等、前職のある人については、加算する場合があります。
例示にあたっては、22歳で大学を卒業した後、正社員としての継続した職務経験（本会での職務と関係があると認められる職務）を有する場合の加算をしています。職務経験内容等により上記の初任給例と異なる場合があります。